

工事品質確保特別対策の試行について

制定 平成19年6月1日

改定 平成20年1月1日

改定 平成20年7月1日

低入札調査基準価格を下回って受注した工事（以下「低入札価格工事」という。）については、栃木県低入札価格工事対策試行要領に基づく対策を講じているところであるが、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を上回って受注した工事であっても、同価格近傍の価格で複数受注した場合は、工事の品質低下や現場管理の不徹底が懸念されるため、当面、下記の対策を実施することとする。

なお、本試行は平成20年7月1日以降入札公告または指名通知を行う工事に適用する。

記

1 対象工事

栃木県（環境森林部、農政部、県土整備部及び企業局に限る。）が発注する工事で、同年度内に低入札価格工事または請負額が低入札調査基準価格もしくは最低制限価格を上回り、それぞれの価格に予定価格の3%を加えた額（1万円未満切り捨て）を下回る工事（予定価格が500万円未満の工事を除く）を3件以上受注した場合で、予定価格が5,000万円以上（舗装工事にあつては2,000万円以上）の工事を対象とする。

なお、共同企業体（JV）の行う工事については、適用しないものとする。

2 対策内容と実施方法

（1）低入札価格工事対策の内、以下の対策を行うこととする。

監督業務の強化（「栃木県低入札価格工事対策試行要領」第3条の(2)のアによる）

施工体制点検、安全パトロールの強化（「栃木県低入札価格工事対策試行要領」第3条の(2)のイによる）

文書による指示・注意（「栃木県低入札価格工事対策試行要領」第3条の(2)のクによる）

（2）必要に応じて以下の対策を行うことができるものとする。

工事コスト調査（「栃木県低入札価格工事対策試行要領」第3条の(2)のウによる）

下請契約及び支払い状況調査の実施（「栃木県低入札価格工事対策試行要領」第3条の(2)のエによる）

3 入札参加者等への周知

（1）予定価格が500万円以上の工事については、入札公告及び特記仕様書に「工事品質確保特別対策の適用対象工事である。」旨明示する。

（2）対象工事の請負者に対し、対象工事となった時点で2の対策を行う旨通知する。

4 本対策における文書による指示・注意の取り扱い

本対策における文書による指示・注意は、「栃木県低入札価格工事対策試行要領」第3条(3)のイに規定する「前年度工事評価結果等による低入札価格工事への専念義務」に反映する。